

○大間町地域おこし協力隊任用規則

令和2年3月30日訓令甲第12号

(目的)

第1条 この規則は、大間町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大間町条例18号。以下「会計年度任用職員条例」という。）及び大間町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大間町規則第6号。以下「会計年度任用職員規則」という。）の規定に基づき、地域おこし協力隊の任用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。） 地域外の人材が大間町へ定住及び定着するために、地域の力の維持及び強化並びに地域の活性化に資する活動に従事する者
- (2) 所属長 協力隊が所属する課の長
(協力隊の活動)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、町及び地域住民等と連携を密にし、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域資源や特産品の発掘及び販売促進に関する活動
- (2) 農林畜産業、商業及び観光の振興に関する活動
- (3) 地域おこしに関する活動
- (4) 地域間交流及び移住・定住の促進に関する活動
- (5) 住民の生活、地域コミュニティに関する支援活動
- (6) 地域教育環境の向上に関する活動
- (7) その他町長が認める活動

(隊員の任用)

第4条 隊員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、町長が任用する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していない市町村をいう。）等に住所を有する者又は地域おこし協力隊員であった者（同一地域内における活動2年以上、かつ解任1年以内）で、生活拠点を大間町に移し、住民票を異動させることに了承する者（任用される前に既に住民票を異動し、大間町に定住・定着している者を除く。）
- (3) 地域の活性化に深い知識と熱意を有し、かつ、積極的に活動できる者

(4) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務が遂行できる者

(5) 普通自動車運転免許を有している者

2 前項の規定により任用された隊員は、速やかに大間町に住民票を異動するものとする。

(隊員の任用期間)

第5条 隊員の任用期間は1年とする。ただし、年度途中で任用する場合は、任用年度の末日までとする。

2 任用期間は最長3年まで延長ができるものとする。

3 前項の規定により任用期間を延長する場合には、1年ごとに期間を延長することとする。

(隊員の勤務条件等)

第6条 隊員の勤務条件等に関する事項でこの規則に定めのないものについては、会計年度任用職員規則を準用する。この場合において、町長は、隊員の勤務を要しない日において特に活動することを命じた場合には、勤務を要するいずれかの日を、勤務を要しない日に変更し、振り替えることができる。

2 隊員の勤務時間は、1日につき7時間45分とする。この場合において、標準的な勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間を午後0時15分から午後1時15分までとする。なお、勤務時間については活動内容により、7時間45分を超えない範囲で変更できるものとする。

3 隊員は、所属長の指示に従って、大間町役場内又は町内の民間事業者等で事務を行うものとする。

(隊員の身分)

第7条 隊員の身分は、大間町会計年度任用職員とする。

(社会保険等の適用)

第8条 隊員は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

2 前項に定めるもののほか、隊員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の例により保障する。

(隊員の給料等)

第9条 隊員の給料は、次のとおりとする。

(1) 任用1年目の者 165,000円

(2) 任用2年目の者 175,000円

(3) 任用3年目の者 185,000円

2 隊員の住居は町が借り上げ使用させる。

3 隊員の活動に要する車両は、公用車又は私用車の借り上げとする。

4 町長は、隊員に公務のための旅行を命じた場合は、会計年度任用職員条例の規定により旅費を支給する。

5 町長は、第3条に規定する活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給する。

(隊員の活動の特例)

第10条 隊員は、勤務時間外において、町長が認める次に掲げる活動等を行うことができる。

(1) 地域協力隊活動に関連して実施するものであって、対価を得る活動等

(2) 隊員の勤務時間終了後に定住に向けた基盤づくりに必要な実証活動であって、対価を得る活動等

(身分証明証の携帯等)

第11条 隊員が職務を遂行するときは、常に身分証明証（様式第1号）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを加工してはならない。

3 身分証明証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に届けなければならない。

4 身分証明証は、隊員を退いたときには、直ちに町長に返還しなければならない。

(日誌及び報告書)

第12条 隊員は、第3条に規定する活動の実施状況について、協力活動日誌（様式第2号）に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の協力活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の協力活動の内容を協力活動報告書（様式第3号）により町長に報告しなければならない。

(退職)

第13条 隊員は、自己都合により任期の途中において退職を希望する場合は、原則として、希望日の30日前までに、町長が別に指示するところによる退職届を町長に提出しなければならない。

(解任)

第14条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても、これを解任することができる。

(1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、協力隊の活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(守秘義務)

第 15 条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(政治活動等の禁止)

第 16 条 隊員は、職務を利用して政治活動及び宗教活動を行ってはならない。
(町の役割)

第 17 条 町長は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
 - (2) 隊員の活動に関する住民等への周知
 - (3) 隊員の活動終了後の定住支援
 - (4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項
- (庶務)

第 18 条 協力隊に関する庶務は、第 3 条に規定する活動の所管課で処理する。
(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

写 真		身分証明書				
正面、脱帽にて3か月以内に撮影したもの		ふりがな				
		氏 名				
		生年月日	年	月		
		日生				
(表)						
上記の者は、大間町地域おこし協力隊任用規則第2条第1号に規定する地域おこし協力隊員であることを証明する。						
有効期間	年	月	日から	年	月	日まで
大間町長				印		

(注意事項)			
1 協力隊員は、協力活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。			
2 この身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は変更することはできない。			
3 この身分証明書を紛失し、又は汚損したときは、直ちに町長に届け出なければならない。			
4 協力隊員は、退任し、又は解任されたときは、速やかに身分証明書を町長に返還しなければならない。			
(裏)			

様式第2号（第12条関係）

協力活動日誌

大間町地域おこし協力隊員名

印

活動日	年 月 日 ()
活動時間	午前： 時 分 ~ 時 分 午後： 時 分 ~ 時 分 計 時間
活動場所	
活動内容	
特記事項	
確認印	

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

大間町長

殿

協 力 活 動 報 告 書

大間町地域おこし協力隊員名

印

協 力 活 動 報 告 年 月	年 月 分
協 力 活 動 内 容	
翌月の活動予定内容	
要 望 意 見 等	

※毎月10日までに提出してください。